

支部ニュース

2015 年 10 月 No. 503

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口 1-8-6-202
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

●オリンピック・パラリンピック問題

※9 月 30 日 2020 オリンピック・パラリンピック学習会・・・・・・・・・・末延渥史

※2020 オリンピック・パラリンピックを考える都民の会

第 5 回提言討論集会報告・・・・・・・・・・横山 聡

●戦争法案廃案・辺野古新基地移設反対の運動・・・・・・・・・・大久保修一

●教科書問題

※育鵬社など「つくる会」系歴史・公民教科書の採択を阻止するたたかいの結果・・・金井克仁

※大田区での取り組み～育鵬社教科書不採択を勝ち取るまで～・・・・・・・・大住広太

●『「武力信仰」悪夢再現を憂える』佐藤昭夫著（悠々社）を読んで

——佐藤先生こそ「将たる」人物である・・・・・・・・・・萩尾健太

●若手弁護士へのメッセージと返書

※若手弁護士へのメッセージ・・・・・・・・・・船尾 徹

※永盛さんへの返書・・・・・・・・・・今泉義竜

※清水洋二先生への返書

～旬報スピリッツを受け継ぐ後輩として～・・・・・・・・・・深井剛志

●第 27 回東京支部ソフトボール大会予選リーグ組み合わせ決定！！

●9 月幹事会議事録



オリンピック・パラリンピック問題

9月30日2020オリンピック・パラリンピック学習会

2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会 末延 渥史

※以下は、自由法曹団東京支部が末延渥史を招いて行った学習会の講演録です。

1 オリンピックとスポーツビジネス

肥大化するオリンピックの実態をみる。

開催そのものにかかる経費は、東京オリンピック（1964年）で94億円だった。

2012年ロンドンでは3750億円になった。2020年東京ではさらに増えるの見込まれている。インフラ整備費などをふくめた総経費でみると、2008年北京が430億ドル（3兆4000億円）になる。2014年ソチ（冬季）は5兆円を超えたといわれている。

2020東京の経費は、インフラの外郭環状道路（本体）が1兆3731億円、地上部道路が3600億円になるなどで、総事業費が4兆2632億円（試算。ただし、建設費の高騰などは含まれていない）。

スポーツビジネスとしても巨大市場化している。商業主義路線をはじめて導入したロサンゼルス大会以降の傾向である。

現在、IOCの収入源は、放送権料（45%）とスポンサー協賛金（45%）である。東京大会が夏の梅雨明けの時期なのはこの関係である。アメリカのメディアが高額な放送権料を負担しており、アメリカでのメジャースポーツ（アメフトなど）の開催されない時期（オフシーズン）の開催が要求されているからである。

「今日、選手たちは競技の価値を金メダルと報奨金の重さではかる。主催者もオリンピック大会を協議の質で評価せず、収益の多寡で評価する」（「スポーツビズ」スティーヴン・アリス）

日本では電通が影のJOCの役割を果たしているといえる。東京都の招致事務局には電通の机が用意されていた。2005年に報道された神宮外苑再開発構想は電通が仕掛けたもの（当時の明治神宮の氏子総代は石原都知事（当時））。明治神宮外苑の民間開発の協定が結ばれたが、明治神宮のほか、商社、不動産会社、東京都が名を連ねており、政官財を挙げての再開発になっている。

2 東京招致は民意だったのか

最初の2016年大会の招致で、文科省が東京都と政令指定都市への立候補要請に動いたが、その狙いは「金メダル30個」獲得であった。その実現のためにはホーム開催が必要という思惑からの立候補要請だった。東京都はいったんは辞退したが、森喜朗陸連会長が石原慎太郎東京都知事（いずれも当時）密かに訪ね、トップダウンで決定された。

これに対し札幌市は市報で経費を公表し、市民アンケートを実施。反対が上回ったため立候補を取りやめた。これが本来の住民自治だ。これに対し東京は、世論調査（２００８年）で支持率が低く、「東京招致成功しない…７１％」などの調査結果を受けて、なりふり構わない招致活動に出る。商店街へのオリンピックフラッグ掲揚予算３億３０００万円、テレビCM予算３億円など。

しかし、従来、東京都は、スポーツ予算を削減し、各種競技の世界大会招聘にも不熱心だった。そもそも開催都市としての資格があったのかが疑問である。さらに、原発問題が収束していない、首都直下地震を直視していないなど、開催の安心安全の面でも問われる。

３ 開催計画の破綻

招致レース勝利のために開催計画ではコンパクトをセールスポイントにした。しかし、種目別競技団体（ＩＳ）などの圧力で過大な施設が要請されることになった。

メインスタジアム（新国立競技場）では、森喜朗氏が会長を務めるラグビー協会が８万人の施設を要求。しかし、収容人数８万人では採算が取れない。そこでコンサートでも利用できるようにし、屋根を付けることにする…となって費用が膨れ上がっている。陸上競技に不可欠のサブトラックもラグビー・サッカーの競技団体の要求で建設計画からはずされている。

新国立競技場のデザインコンクールでは、設計条件から、風致地区指定・高さ制限を外してデザイン募集をしている。

土地が売れず破たんした臨海副都心の救済のために、同地域に競技施設を集める計画をするが、液状化対策のために費用が掛かることになる。

オリンピックで景気対策と東京大改造計画（アベノピックス）をすすめることで、霞ヶ丘都営住宅の移転（新国立建設の犠牲）、東北の被災者・地の置き去り、保育園などの公共施設の整備の遅れなど、都民・国民生活に重大なしわ寄せを生み出す。

４ オリンピックの改革

ＩＯＣの改革—ＩＯＣはアジェンダ２１、２０２０などで、環境や財政負担に配慮した計画造りなどの改革をすすめているが、同時に、属人的な委員の構成や商業主義など見直す必要がある。

オリンピック大会の改革—複数都市開催、複数国開催、通年開催、コンパクト化で、名実ともにコンパクト化をはかる。ワールドカップ日韓共催が参考。

２０２０大会の改革—メダル至上主義の脱却「金メダル３０個」からの自国開催という発想をやめる。また便乗開発をやめる。景気がよくなればというのが、統計上、開催国の経済成長率は開催前後に落ちる。これは財界も警戒していることでもある。

５ さいごに

安倍政権は、「右手にオリンピック、左手に戦争法」でつきすすんでいるのではないかと。「富国強兵」

と指摘もあるが、その通りではないか。

オリンピックの理念は、オリンピック憲章「オリンピズムの目標は、スポーツを人間の調和のとれた発達に役立てることにある。その目的は、人間の尊厳保持に重きを置く、平和な社会を推進することにある」（その他、「アジェンダ21」「アジェンダ2020」など）としている。オリンピックを平和の祭典としてふさわしいものへ。

2020 オリンピック・パラリンピックを考える都民の会 第5回提言討論集会報告

アルタイル法律事務所 横山 聡

1 はじめに

団支部がこの問題に関与しなくなって久しいが、私は共同代表の一人としてまだ顔を出している。個人的にはオリンピック・パラリンピックの精神は崇高で優れたものであり、日本国憲法にも通じるものと考えている。それは、協議を通じて個人同士が尊重しあい、平和と友好を草の根から可能にする思想である。もちろん現実のオリンピック・パラリンピックがこれを実践しているというつもりはない。それは日本国憲法でも同様であろう。だからこそ、理想に向けて地を這う努力をするのである。

2 第4回提言討論集会報告

団員の協力も支援もないが、ものともせず2020オリンピックを「よりよいもの」にするために提言集会を実施してきた。弁護士会副会長を拝命した2013年度は参加できなかったが、その後は事務局会議から参加している。遅ればせながらの報告であるが、本年5月16日の「障がい者スポーツを考える」取り組みは、「パラリンピックとは何か」「障がい者が特別のスポーツをやることは適切なのか」など考えさせられた。パラリンピックは確かに障がい者がスポーツに取り組むことに前向きにさせ、挑戦する意欲を持ってもらえるようになったことで、障がい者の社会参加・意欲向上と一般人の障がい者への理解促進につながった。しかし、一般人と障がい者の間に「違い」（あえて格差とは言わない）を強く意識させたことも考えねばならない。今後は「特別な施設」で「障がい者」のみが集まってスポーツをするのではなく、普通の運動施設でも障がい者が利用しやすいように施設を整え、同じ場所で同じ条件になるようにして共にスポーツを楽しむ環境づくりが必要であり、最終的にはパラリンピックはオリンピックに統合されてゆくべきではないかと思った。

3 第5回提言討論集会報告

さて、9月7日の本題の第5回集会であるが、テーマは「戦争とスポーツを考える」である。多少無理やりではあるが、この情勢でやらないという選択肢はないだろう。

武蔵野美術大教授の青沼裕之教授から、戦時に向かってゆく際にスポーツが国家にどのように扱われたかが報告された。それまで娯楽として楽しまれてきた「野球」が敵視されてゆく、「武道」として国民個人が修身・鍛錬を目指した活動が「忠勇義烈の気魄」「節義廉恥の志操」の育成のためとして国への忠誠の鍛錬の場とされてゆく。国による体力の一元管理が行われ、軍人になるのに適した資質の育成として「体育」「体力テスト」が自動的に組まれてゆくなど、「スポーツを人権として享受する」姿勢は全くない。月並みかもしれないが、「平和あつてのスポーツ」だということを、まざまざと思い知った。

戦争法案の現状については、宇都宮健児弁護士が話をされた。現状と反対活動の成果での現在までの法制化の遅れについて確信を持ち、法案廃案を求めてこの2週間で最後まであきらめずにたたかいぬけば、安易に参議院で強行採決はできないという雰囲気ができるだろうと激励された。しかし、現政権は意地でもこの法案を成立させるつもりである。最悪「60日ルール」を適用してくるだろう。そこで阻止できるのか？これが特殊なルールであり、その利用について制限があることを示すことが必要になるかと思う。

まずは、この2週間頑張りぬくことだが、この文章が表に出るころにはひとつの決着がついていることだろう。しかし、万一法律となろうとも「違憲のものは違憲」である。これを廃止することに今度は動くことになろう。私は、現在弁護士会では憲法問題検討委員会委員長を拝命しており、毎月委員会の後には街頭宣伝を行うことにしている。団でも様々な活動が取り組まれているが、至るところで多くの人から反対の声があがっている状態をさらに強めてゆく必要がある。

戦争法案廃案・辺野古新基地移設反対の運動

旬報法律事務所 大久保 修一

参院の特別委員会は、9月17日、前日に行われた地方公聴会の報告手続きを行うことなく、参議院規則に定められた手順も無視し、委員会の速記録（未定稿）ですら「議場騒然、聴取不能」としか記すことが出来ない状態で、戦争法案を「強行採決」したことにし、参院本会議は、9月19日午前2時過ぎに「可決」とし、戦争法案は「成立」されたことになっている。しかし、反対の声は今も止まない。

(1) 8月30日の国会周辺抗議活動

8月最後の日曜日であった30日、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会主催の「戦争法案廃案！安倍政権退陣！8.30国会10万人・全国100万人大行動」と銘打った国会前抗議活動及び全国同時行動が行われた。

国会周辺での抗議活動には、主催者発表で約12万人の参加者が押しかけていた。

それまで毎週金曜日に行われていた国会前での抗議活動において、参加者は警察官が設置する鉄柵によって、狭い歩道に押しとどめられていた。しかし、8月30日の参加者の数と熱気を鉄柵で抑えることはできなかった。「決壊した。」「国会正門前が大変なことになっている。」SNSによって国会正門前の状況はすぐにインターネット上で共有された。鉄柵は取り払われ、参加者は車道に溢れて、瞬く間に国会正門前は参加者で埋め尽くされた。

学生やママ友と思われるグループ、小さい子どもを連れた家族の参加も多く見られた。「戦争する国にさせたくない。」「子どもたちを危険な目に遭わせたくない。」と話しながら歩く人もあれば、黙々と、ただひたすら一直線に国会正門前を目指す人もいた。

国会正門前の車道が解放された後も、国会前に続々と参加者が集まってきており、人を殺し、殺される戦争に反対する民意が表れていると感じた。

(2) 全国47都道府県300カ所以上で行われた抗議活動

29日、30日の両日、抗議の集会やデモが、全国47都道府県の合計300カ所以上で開催された。

中でも沖縄では、安全保障関連法案に反対する県議会与党5党派や県憲法普及協議会等主催の「戦争

法案廃案！辺野古新基地建設断念！安倍政権退陣！8・30県民大行動」を開き、主催者発表で2500人が結集したと報道されている。戦争法案が制定されれば、米軍基地などを抱える沖縄は大きく影響を受けるため、名護市辺野古の新基地建設への反対も独自に盛り込んだ集会であったとのことである。

沖縄の米軍基地は、数々の戦争の軍事拠点として利用されており、米軍基地が、テロ等の攻撃対象にされていることからすれば、米軍との一体化が進んだときに、沖縄が戦禍を被る危険は限りなく高い。

政府が採るべきは、戦争法案が違憲法案であることを認め、普天間基地を無条件で撤去することである。

(3) NO MORE BASE FES 沖縄基地×戦争法案

9月20日、午後2時30分から全理連ビルにおいて、若手弁護士が企画するイベントが行われた。

渡辺治一橋大学名誉教授とカメラマンの森住卓氏に、「沖縄基地と戦争法案」という題目で、今後考えるべき問題を講演してもらい、講演終了後、新宿駅南口で大勢の参加者とともに、キャンドルを片手にアピール活動を行った。

講演を聞き、戦争法案と沖縄の基地問題は一体的な問題として考えていかなければならず、戦争法案と沖縄基地の問題を取り上げた運動を全国的に広げる必要があることを再認識した。アピール活動に対する通行人の関心も高く、足を止めて写真を撮る人、コールに合わせて手を振る人、アピール活動に飛び入り参加する人もいた。戦争法案・沖縄基地問題をめぐる全国の運動は、これからも広がっていく。

教科書問題

育鵬社など「つくる会」系歴史・

公民教科書の採択を阻止するたたかいの結果

東京法律事務所 金井 克仁

1 東京における育鵬社版教科書の採択状況

2015年の中学校教科書の採択（4年に1度）が7月～9月にかけて行われました。東京支部は本部の教科書PTの方針のもと、育鵬社版の歴史・公民教科書の採択を阻止するたたかいに春から取り組んできました。しかし残念ながら、東京では次の3地区において育鵬社版の歴史・公民教科書の採択を許してしまいました。

- ① 東京都教育委員会（2001年以降「つくる会」系教科書を継続採用）は7月23日に都立中高一貫校の10校及び都立特別支援学校の中等部（点字本が必要な視覚障害を除く聴覚障害、肢体不自由・病弱）の21校に採用。
- ② 武蔵村山市教育委員会は前回に引き続いて8月7日に採択。
- ③ 小笠原村教育委員会は9月1日に今回初めて採択。

なお全国的な状況については団通信1538号の「二〇一五年教科書採択の報告」（小林善亮）をお読み下さい。ちなみに育鵬社はシェア目標を10%以上としていましたが、歴史6.2%（前回3.7%）、

公民 5.6%（前回 4.0%）でした。

2 大田区では育鵬社版教科書の継続採択を阻止した

- （1）今回の東京支部でのたたかいで特筆すべきは、前回採択を許してしまった大田区で、歴史・公民ともに育鵬社版教科書の継続採択を阻止できたことでした（いずれも東京書籍版の採択）。東京南部法律事務所などの奮闘と地域の前回からの長い運動の成果が実ったものです。全国的に見ても育鵬社版の継続採用を阻止できたのは今治市や神奈川県など5つの地区でしたので、大変貴重な成果です。次回以降のたたかいの教訓などになるものです。
- （2）なお育鵬社版の継続採用を阻止できなかったものの、東京都教育委員会では以前全員一致であったものが今回は4対2になる等運動の成果はでています。武蔵村山市も前回の全員一致から、5人のうち3人が推薦しただけでした（反対意見も出ましたが最終的には全員一致）。

3 東京支部におけるたたかいと取組み

- （1）「つくる会」系教科書を推薦していた安倍暴走政権の下で、また2014年に地方教育行政方が改悪され教育委員会制度が大きく変えられた中で、「つくる会」勢力は2015年の教科書採択を勢力拡大のチャンスととらえていました。
これに対し自由法曹団本部や東京支部は危機感をもってたたかいに取組みました。そして自由法曹団東京支部としての取組や運動としては、これまで以上に広がったものとなったと思います。
- （2）まず東京支部内での取組み等を強化等するため3月31日に「教科書採択問題についての学習・事務所交流会議」を開催しました。出版労連の方等や東京南部法律事務所の長尾弁護士の報告を受け、各地域の情勢や運動方針を討議しました。ちなみに本部では2月21日に教科書ネットの俵さんを招いて学習会をし、教科書問題対策PTを立上げました）。そして2回目の教科書問題の事務所交流会議は戦争法案阻止と併せて7月14日にも行い、たたかい方等の経験交流を行いました。
- （3）こうしてスタートしたたたかいは、前回採択されてしまった大田区を担当する東京南部法律事務所、武蔵村山市をはじめとする18市町村を有する三多摩法律事務所のリベンジのたたかい等を先頭に、都内の主だった集団事務所を中心に各地の法律事務所が地域や各種団体と一緒に取組みました。たたかいの内容も、地域での学習会、街頭宣伝やデモ・パレード、教科書展示会でのアンケートの取組み、教育委員会や教育委員への要請、教育委員会の傍聴などなど、それぞれ地域と一緒に工夫してたたかいました。
- （4）支部員も参加して教科書PTが作成した意見書（弁護士からみた 育鵬社の公民・歴史教科書の問題点 ～育鵬社の教科書もいいかな、と考えている方へ）については、各法律事務所は教育委員会要請などの資料等に活用しました。あわせてリーフレット（こんな教科書でいいの）もたたかいの武器として活用されました。いずれも本部教科書PTの力作で、教科書問題に取組んだ他の方々からは評判が良かったものでした。
- （5）また法律事務所特有のたたかいとして、集団的自衛権問題・戦争法案阻止のたたかいと一緒に、教科書問題を訴えました。これは派遣法改悪反対のたたかいや、残業代ゼロ法案阻止のたたかいでも、盗聴法拡大反対のたたかいなどにも広がりました。その結果、それぞれの課題が安倍政権の反憲法的取組の下で関連し合っていることを訴えることができました。個々の諸課題が教科書問題で有機的な運動につながるようになりました。教科書問題を長年にわたり取組んできた人も「訴えやすくなっている」「訴えれば分かってもらえる」などと言っていました。
- （6）さらに今回の教科書採択問題では、東京支部としても画期的な取組ができました。都内の各種

運動体（出版労連、地評、新婦人東京、東京革新懇など）と一緒に「東京教科書採択連絡会」を結成（2月19日）し、一緒にたたかったことです。各団体や各地域の取組みの報告を受け、採択地区の情勢分析等して情報の共有化と交流を深め、その情報等は教科書ニュースや Save the けんぼう！で各事務所に FAX しました。5月27日には東京教科書採択運動交流集会を開催し、各法律事務所からも参加してもらい、80名の参加でたたかいにはずみをつけました。そして7月3日には「東京教科書採択連絡会」として東京都教育委員会に要請を行いました（支部としてもその直後に独自に要請行動をしました）。

4 今後の取組み

今年のたたかいや取組みは、4年後の教科書採択（2年後には道徳教科書の採択もあります）に向けて大きな財産になりました。

戦争法案の強行成立から、戦争をする国づくりを進める勢力とのたたかいは今後も続きます。憲法改正問題も油断できません。戦争法案成立阻止のたたかいの中で、そして教科書採択問題のたたかいの中で、侵略戦争を美化し現憲法の価値を貶める育鵬社版等「つくる会」系の教科書は「戦争する人づくり」のための教科書であることが、これまで以上に鮮明になってきました。戦争法を廃止するためにも、現行憲法を擁護するためにも、憲法育鵬社など「つくる会」系歴史・公民教科書の採択を阻止するたたかいは重要になっています。一体の取組みを強化していきましょう。

大田区での取組み

～育鵬社教科書不採択を勝ち取るまで～

東京南部法律事務所 大住 広太

2015年8月5日、私は広島で原水爆禁止世界大会に参加していたが、チラチラとスマホを気にしていた。まだかまだかと思っていた16時前、事務局の方が投稿してくれたメーリングリストで大田区が東京書籍を採択したことを知った。

4年前に育鵬社教科書が採択されてから、大田区では様々な人々・団体が教科書採択問題に取り組んできた。その成果がやっと実った瞬間である。私は、2014年末に事務所に入所したばかりで、微力ながら教科書問題にかかわらせていただいただけであるが、非常に嬉しかった。

大田区では、4年前、予想に反して育鵬社教科書が採択されてしまった。そこから教科書採択の活動が本格化し、休止状態にあった大田子どもの教育連絡会（通称子ども連）を復活させ、様々な活動を行ってきた。子ども連再開の前提として確認されたことが、①育鵬社教科書不採択の1点での共闘拡大、②過去に育鵬社を推薦した委員でも、批判をするのではなく共同して大田区の教科書を考える活動を行う、③区内団体のつながりを拡大する、④子育て世代を運動の中心に迎える努力を行う、という点である。

大田区では、2度の「教育のつどい」を開催し、それぞれ節目として、活動を行ってきた。まず、子ども連再開から、「2.1教育のつどい」までは、各団体への申し入れ、ビラの作成と配布、街頭宣伝などで教科書問題を広く区民に知らせ、「2.1教育のつどい」（300名が参加）でその問題点を確認し

た。

次に、「6. 7 教育のつどい」までは、学習会等で育鵬社その他の教科書の分析を行い、また、区民意見の書き方の研究、教育委員会の傍聴に加え、校長会、PTA 連などへの働きかけ、街頭宣伝などを行った。そして、「6. 7 教育のつどい」（220 名が参加）では、新しく出版された教科書の問題点、区民アンケートの書き方を学習した。

その後も、区民意見を出してもらえるよう各地で街頭宣伝を行ったり、教育委員への手紙、各団体からの意見書の提出など、様々な活動を行った。特に、教育委員会の傍聴には力を入れ、採択直前の教育委員会には、100 名以上、採択当日には200 名以上の傍聴希望者が詰めかけるほどになった。

その他にも、区長・区議会議員候補者に教科書採択についてアンケートを行ったり、子育て世代を運動に巻き込むために、日曜日の公園で宣伝を行ったり、教育委員の住所地で街頭宣伝を行ったりもした。さらに、大田区の教科用図書採択要綱にも規定があるように、学校意見を重視してもらうため、区内全中学校を訪問し、学校意見を出してもらえるよう要請を行ったりもした。

これら大田区での取り組みの結果、大田区は歴史公民とも東京書籍を採択した。

しかし、安心してはいられない。採択に際しての各教育委員の発言内容を見れば、教科書の内容についての言及は全くと言っていいほどなく、資料の豊富さや資料からデータを導き出す教育ができるなど、教育法に関するものばかりであった。

今回、大阪や横浜など、大きな都市でも育鵬社教科書が採択されており、今後もその運動は継続するものと思われるが、今回逆転不採択を勝ち取ったからと言って安心するのではなく、継続して運動を続けていく必要性を強く感じた。

『「武力信仰」悪夢再現を憂える』佐藤昭夫著 (悠々社) を読んで ——佐藤先生こそ「将たる」人物である

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

1 佐藤先生との出会いと鉄建公団訴訟

佐藤昭夫早稲田大学名誉教授（以下「佐藤先生」という）は、1999年3月早稲田大学退職、同年4月弁護士登録で、実は弁護士としては私と同期です。私が佐藤先生に初めて出会ったのは、登録の翌年、2000年11月の日弁連臨時総会の時です。臨時総会のテーマは「司法試験合格者3000人増員、ロースクール制度導入」という日弁連執行部の推し進める「司法改革」の是非についてでした。

白熱した議論がなされるもとので、突然、討論打ち切りの動議がなされました。反対派（私を含む）が強行採決を阻止しようと壇に詰め寄り、壇上占拠の事態になりました。電気を切られた発言台のマイクで、白い鬚を怒りに振るわせ、この非民主的なやり方を糾弾しておられたのが佐藤先生でした。この強行採決については、本書巻末の年賀状紹介にも記載されています。

次に私が佐藤先生に出会ったのは、2001年の秋に弁護士会館で開催された「司法改革」反対集会の際でした。佐藤先生は、「司法改革」は「国鉄改革」と4党合意と同質のものであるとして、壇上で獅子吼され、国労闘争団員が4党合意反対を訴えていました。私は東大駒場寮が廃寮とされ国から寮自治

会と学生が明け渡しを求められた裁判に携わっていましたが、2001年秋には強制執行で学生が寮から叩き出され重機で寮が破壊されるのを目の当たりにしました。国鉄改革と同様、大学改革もまた中曽根臨調・行革路線にやられたものであり、その中で組織や党派に翻弄されてきた国労闘争団員の苦悩は他人事には思えませんでした。そこで、私は、佐藤先生と連絡を取り、4党合意反対の運動と国労闘争団の鉄建公団訴訟（国鉄清算事業団を承継した鉄建公団に対して解雇無効確認と損害賠償を請求する訴訟）に提訴準備段階から参加させていただきました。弁護団の体制を整えるに当たっては、4党合意反対の段階から闘う闘争団の方々と共に闘ってきておられた佐藤先生が弁護団長、加藤晋介弁護士が主任、私が事務局長という体制を固め、大口昭彦弁護士や長谷川直彦弁護士とともに弁護団活動を行ってきました。

2 佐藤先生の生き方と早稲田大学

国鉄闘争の初心者であった私がまず読んだのが、佐藤先生の著作『労働法学の方法』（悠々社）でした。佐藤先生の国労採用差別事件中労委批判、地裁判決批判に学ばせていただきました。その本で、佐藤先生が陸軍幼年学校出身の軍国将校生徒であったこと、戦後、早稲田大学で労働法を学んでその呪縛から解放されたことを知りました。そして「東北地方出身であり『打ち平らげ』られた民衆の子孫である私が、どうして天皇の命令で、天皇のために死ぬことに疑問をもたず、それをもっとも正しい行き方と考えていたのだろうか。」と記されていることに強く共感しました。私も先祖は南九州の熊襲（大和政権に平定された）の出であったからです。今回の著作でも書かれていますが、佐藤先生は、昭和天皇が記者会見の折に戦争責任をどう思うかを聞かれて『文学方面のことは研究していませんので、そういう言葉の綾についてはお答えしかねます』と平然と言ったのを評して「大元帥が、実は将たる者の風上にも置けない品性下劣の人間であった」と記載しています。まったくその通りです。

佐藤先生が不戦論者であることを承知の上で敢えて言いますが、まさに佐藤先生こそ「将たる」人物です。正しいことを曲げることは許せないとして、4党合意反対、鉄建公団訴訟弁護団で筋を通し、J R採用差別事件に関するILOへの政府の虚偽情報提供についても糾弾の論を張られました。また、4党合意に反対した国労組合員らへの刑事弾圧の裁判にも関わられ「5・27臨時大会弾圧許さない会」の弁護団長も務められ、被告団の不幸な分裂にも抗して闘ってこられました。その経緯については『国家的不当労働行為論Ⅱ』（悠々社）に収められています。

佐藤先生がただの机上の研究者ではないことは言うまでもないことです。佐藤先生は、早稲田大学教員組合の結成に携わり、その書記長も務められました。その当時の論稿で、“教員は「聖職」に携わる労働者であり、だからこそ、争議権を含む団結権を公共的な観点で行使すべきである”という文章も『労働法学の方法』で読み、感銘を受けました。佐藤先生はそうした観点で早稲田大学の問題にずっと関わってこられ、『早稲田大学企業年金裁判』（悠々社）でも早稲田大学相手に年金減額を違法として闘われたとともに、首都圏大学非常勤講師組合を無視した一方的な就業規則制定について、労働基準法90条違反で刑事告発もされました（本書第10章）。

3 佐藤先生に書いていただいた意見書

佐藤先生は、早稲田大学退職後、弁護士として活躍されるとともに、労働法学者としても権利擁護の実践として多数の意見書を書かれました。それは事案と論点的確な把握、学説と判例についての確かな知識のもとに、法解釈の歴史的発展という観点に貫かれたものでした。しかも、極めて迅速に意見書を書いていただきました。そのため、私は佐藤先生に意見書を書いていただくことが多く、本書に収め

られている11編の意見書のうち5編までが私の担当する事件のものです。

(1) 第14章「新産別運転者労組事件」

これは、労働者供給事業を行う新運転東京地本と癒着した使用者の共済組織である事故防止協議会の理事長を組合員が訴えた裁判です。佐藤先生の意見書は、その一審勝利判決を維持するための意見書ですが、「判決が、団結権の主体が一次的には個々の労働者であることを確認したこと」「組合員の重要な組合財産の処分問題への参与が、組合員の団結権の一部であることを明らかにしたこと」は、佐藤先生の示唆に基づき当方が準備書面に記載したことを裁判所がそのまま取り入れたものです。その後も、新運転東京地本執行部は、反対派組合員への統制処分を2回行ってきましたが、いずれも統制処分無効の判決を勝ち取り、現在、上記の理事長相手の裁判の判決を生かして、事故防止協議会を被告とするピンハネ返せ訴訟を行い、無権利状態におかれた労供労働者の権利回復を目指しています。

(2) 第16章「フリーター全般労組事件」

これは、近年頻発している労働組合の争議活動に対する保全処分についての意見書です。社長宅のあるマンションの集合ポストへのチラシ投函について、名誉毀損の損害賠償の保全として組合の口座の仮差押までしたことに對して組合として保全異議を申し立て、佐藤先生に意見書をお願いしました。チラシ投函は正当な団体行動であるからそれに対する仮差押は労働組合法の民事免責の趣旨に反し、団結権を軽視するものだと書いていただきました。結果として敗訴ではありますが、差し押さえられた金額は200万円から50万円に大きく縮減しました。

(3) 第18章「反リストラ産経労事件」

これは、産経新聞社の実質的子会社である日本工業新聞社で、記者の松沢氏が労使癒着の産経労組とは別の労働組合を立ち上げて団体交渉を申し入れたところ、法適合組合か疑わしいとして団体交渉を拒否されたまま支局長とされ、団体交渉での業務の確認を求めているところ、業務に従事しないとして懲戒解雇された事件です。労組法7条2号は、雇用する労働者の代表者との団体交渉を義務づけており、法適合組合に限られない、そうでないと労働者の権利保障ができない、という条文の文言と趣旨から説き起こす意見書を書いていただきました。不当労働行為意思の推認についての日産自動車事件判決についての分析は有用であり、他の事件でも利用させていただいています。最高裁まで闘って敗訴しましたが、松沢氏は現在、産経新聞社の親会社であるフジメディアホールディングス相手の株主総会決議取消訴訟によりフジ・産経グループ全体の是正を目指すという新たな闘いに取り組んでいます。

(4) 第21章「全関労事件」

これは、東急電鉄における一時金の大幅減額について、全関労が労働協約の締結を拒否したところ、全関労組合員については一時金の支払いが認められませんでした。そこで、全関労組合員は、一時金は従来、人事賃金制度に基づいて計算して支払われており、それが労使慣行であることを主張しました。そして、一時金を大幅に引き下げることは労働条件の不利益変更であり、それが就業規則に規定があれば不利益変更法理が適用されて厳格に判断されるのに、就業規則になれば、組合が減額された金額での労働協約を締結しないと一時金を支払わないというのは、脱法行為であり不当労働行為だ、として提訴しました。しかし、一審で原告ら敗訴の不当判決を受け、控訴審にあたり佐藤先生に意見書を書いていただきました。控訴審で抵抗した末に、控訴は取り下げ、裁判外で減額された一時金で和解をするに至りました。佐藤先生の意見書が、会社側を和解させる圧力の一つになったと思います。

(5) 第11章「郵政65歳「定年」裁判」

2011年9月末で、郵政グループ各社に勤務していた65歳以上の期間雇用社員約1万4000人が雇い止めとされ、その後も半年ごとに65歳以上の期間雇用社員が雇い止めとされています。うち9

名が、雇い止め無効と慰謝料の支払いを求めて提訴しました。その多くが、郵政公社時代から勤務していました。採用の時には、身体の続く限り働ける、と言われたのですが、民営化の際に、就業規則に、65歳以上の者は一定期間経過後から更新しない、との文言が盛り込まれていたのです。しかし、そのことの説明は2010年8月に至るまでなく、その時の説明も、更新もあり得るというもので、説明を受けなかった者もありました。年金も乏しい、退職金も無い、賃金も年功で上昇しない期間雇用社員についての「定年制」は公序良俗違反である、また、就業規則の手続も違法で周知もされていないこと、就業規則と同内容の労働協約についても、期間雇用社員の組合員からの特別の授権の手続がないため無効であることについて、法解釈の発展という観点から佐藤先生に説得的な意見書を書いていただきました。さらには、佐藤先生に、2014年11月26日に証人として証言までしていただきました。

佐藤先生が入院されていたので、病床で尋問の打ち合わせをし、高齢と病身を押して法廷で証言していただきました。労働法学者としては当然なのかもしれませんが、佐藤先生の証言は的確で、最高裁判決の日付まで記憶していて反対尋問にも切り返しておられたのは圧巻でした。その姿こそ、労働者の権利向上のために労働法学者としての自らの責任を果たす、まさに「将」たる人物の姿でした。

4 不戦のための闘い

佐藤先生とともに活動した鉄建公団訴訟弁護団には、海軍出身の斉藤一好弁護士も所属しておられ「不戦兵士・市民の会」で活動されていました。私が斉藤弁護士から国鉄闘争について「不戦兵士・市民の会」で講演してほしいと頼まれ、もっと適任の方がいます、と佐藤先生を紹介しました。それから、佐藤先生は「不戦兵士・市民の会」の活動に参加されて理事もなさっています。同会の機関紙「不戦」でも執筆され、わたしもそれを読ませていただきました。それらは今回の著作にも収められています(第1, 3, 4章)。佐藤先生が、高校生や中学生への平和教育のために歴史の真実と憲法の理念を語っているのですが、それが佐藤先生の陸軍幼年学校時代の軍国教育の経験と結びつけて語られているために極めて強い迫真性を持っています。

実は、佐藤先生が入院をされている時、同じ病院で私の子どもが生まれました。そのため、私は佐藤先生のお見舞いと妻子のお見舞いを同時にすることができました。佐藤先生には、是非ともさらに元気で長生きされて、私の子どもやこれから生まれてくる多くの子どもたちに、先生のお話を語り伝えてもらいたいと思います。

私たちも、先生のお話が過去を踏まえた警鐘であって、現実のものとならないように、闘いを強めていこうと思います。

最後に、先生の「不戦」誌掲載の文章のなかでいくつかの歌を紹介されていたのが印象に残っていますので紹介します。一つは

「徴兵は命かけても阻むべし 母・祖母・おみな 牢に満つるとも」というもので、1978年の有司法制の動きに反対して詠まれた兵士の母の歌として紹介されました。これに私が感銘を受けて、年賀状に書いて送ったところ、佐藤先生は原典を調べて毛筆の書まで送って下さりました。

もう一つが憲法制定当時の都々逸で

「犬死にじゃ なかった証拠にや 新憲法の どこかにあの子の 血が通う」というものです。

新憲法は、あの戦争でなくなった多くの人々の血で贖われ闘いの中で守られてきたものです。この憲法を変えられてしまうことこそが、あの戦争で亡くなった人たちの死を無駄なものとし「犬死に」にしてしまうことです。もっと言えば、フランス大革命、さらには「王侯将相いずくんぞ種あらんや」と言って立ち上がった秦末の陳勝呉広の乱(世界で最初の農民反乱)にまで遡る「人類の多年にわたる自由

獲得の努力の成果」(憲法97条)なのです。

そして、この都々逸は、戦争の際の過労が祟って終戦の翌月に亡くなられた佐藤先生のお姉さん、そして3月11日の大震災と原発事故で亡くなられた先生のご親族への思いとも重なるところがあるのではないかと思います。

私たちも、改憲を阻止し、原発を全廃し、戦争の悪夢が再現することのないように、力を尽くす決意です。

※「武力信仰」悪夢再現を憂える」(悠々社) 税込3780円

お申し込みは、Tel03-5261-0052 Fax03-5261-0054 まで



若手弁護士へのメッセージと返書

若手弁護士へのメッセージ

東京南部法律事務所 船尾 徹

自衛隊違憲訴訟から戦争法成立まで

私が、施政権返還前の沖縄の基地調査団に参加したのは1972年。当時は、ビザを取得しなければ沖縄に渡航できない時代でした。故風早八十二先生はビザを取得できず参加は適いませんでした。先生の過去の「活動・経歴」に理由があったのは間違いないでしょう。この調査団参加が契機となって、私は水戸地方裁判所でたたかわれていた自衛隊「百里基地」の違憲訴訟弁護団へ参加することになる。

当時、弁護団は、自衛隊の違憲性を論証するための証人採用をめざして激しくたたかっていた。そのたたかいは、頑迷な裁判所に幾人かの証人採用を踏み切らせ、いまだ新人の私にも尋問担当が当然のごとくまわってきたのです。

そこで、思い出すのは源田実証人の尋問の準備のため、戦後の安保国会の審議録をもとに尋問構想を作成しようと、最高裁の図書室に通った日々のことです。今ならネットでこの種の審議録を容易に収集できます。しかし、当時はそうした「文明の利器」などなく、図書館に行って審議録を入手しなければならなかった。国会図書館では時間がかかるので、最高裁図書室に行ってみると短時間のうちに入手できた。こうして静寂な図書室で審議録を読み込み、尋問構想を練り上げた日々も、いまは「歴史の彼方」のものになってしまった。

しかし、この自衛隊違憲訴訟のたたかいの基本的論点は、この国の戦後政治の場において今日まで続いている。自衛隊合憲論を主張していた当時の国側の主張は、①わが国に対する急迫、不正の侵害があること、②これを排除するために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまること、そして、自衛隊は必要最小限度の実力組織であるので合憲であるというものであった。この国側の主張こそ、憲法9条と自衛隊の整合性を確保しながら自衛隊をなんとか合憲化するため、「個別的自衛権」を軸に展開した「ガラス細工」とよばれる「政府解釈」として、戦後政治のなかで展開していったものです。

弁護団は、国側が主張するこのような自衛権発動の要件は、自衛隊の現実の実態を無視した虚妄の自衛力論であり、自衛隊の違憲性の論証を、軍隊性、侵略性、対米従属性の軍隊であるという視点から、そして、軍事的合理性を追求する以上、自衛力の限界など認められないとして、憲法研究者、軍事評論家、自衛隊の元空幕長等々の証人尋問に力を傾注した。

弁護団が提起した自衛隊違憲論をかわす国側の主張は「政府解釈」として、この国の政治・外交の基本原則（「専守防衛」）として、内閣、国会において、そして裁判所においても、「法制的制約」として機能していく。それは、非核3原則、防衛費対GNP比1%枠、対外侵攻用兵器保有（航空母艦、原潜、爆撃機等）の制限、武器禁輸3原則、集団的自衛権の禁止、自衛隊の海外派兵禁止等々となって、この国の戦後政治の場に「政治的縛り」として、政治的論争を孕みながらも戦後政治のなかで定着してきたものです。

こうした戦後政治のもとで形成された既成事実の前に、それなりに安定した生活を続けてきた国民のなかに、戦争放棄、非軍事を宣明した平和憲法も（「自衛隊違憲論」）、そして自衛隊・日米安保も（「自衛隊合憲論」）、それ自体は本来、対立・矛盾して存在するものであるにもかかわらず、そのいずれをも志向する「分裂した国民意識」として個々の国民のなかに併有・形成されていくことによって、自衛隊

違憲訴訟の国民への訴求力は、残念ながら次第に減退し、基地公害に対する住民運動をバックにした公害訴訟がたたかわれてきたのです。

こうした状況が変わってくるのは、米ソ冷戦の終焉後、冷戦下で「凍結」されていた戦争が勃発する90年代に入ってからのことです。イラクのクウェート侵攻（90年）、日米ガイドライン改定（97年）、そして、今世紀に入って、3.11テロ、テロ特措法にもとづく自衛隊のアラビア海派遣、米機動部隊への給油（01年）、イラク戦争勃発に伴う有事3法、イラク特措法（03年）、イラク特措法にもとづく自衛隊のイラク派遣、第2次有事立法（04年）等々の軍事大国化と相次ぐ改憲構想の提起にもとづく改憲の動きを憂慮した市民が、自衛隊違憲を支持する「自衛隊違憲派」だけでなく、自衛隊合憲を支持する「自衛隊合憲派」も、「専守防衛」から「海外侵攻」をめざす9条改憲に反対の一点で結集する「9条の会」（「平和派」）を全国各地で組織し、「地域」における憲法運動の拠点となっていく。

こうして「専守防衛」のもとで「分裂した国民意識」は、改憲攻勢が強まってくるにつれ「反転」して、「共同・連帯した国民意識」へと転化し、9条改憲反対の運動は、中央段階だけでなく全国各地に広がっていくことになるのです。

私たち団員は、この運動に参加し粘り強く各種の集会・運動を積み重ね、地域でたたかう力を地道に構築してきたのはいうまでもありません。

「政権交代」を経て第2次安倍自民党政権は、「戦後レジームからの脱却」を呼号して、専守防衛のもとで構築されていた「政治的縛り」を次々と解き、特定秘密保護法、国家安全保障会議の設置、新防衛計画大綱、防衛装備移転三原則、集団的自衛権行使容認の閣議決定、「同盟として対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため」（2015年4月28日日米ガイドライン再改定）、地球上のどこへでも、日米「相互」に兵站活動・後方支援しあう同盟に再編し、平時から日米一体化のもとで日米共同軍事体制を切れ目なく確立する「戦争法案」の成立にむけて、「専守防衛」を根本的に転換する国家へと「暴走」を始める。

しかし、憲法9条が否定してきた集団的自衛権の行使を、本来あるべき改憲手続によらずに、これまでの憲法解釈を変更する閣議決定によって容認し、それを「戦争法」として立法化することによって、最高法規としての憲法を破壊してしまう安倍政権の手法に、「改憲論者」を含めて立憲主義違反とする「立憲主義派」による国民的批判が集中し、反対運動はマスコミ・法曹界を含めて飛躍的に広がっていった。日弁連、各地の単位会、そして、団員をはじめとする多くの弁護士が、全国各地で立憲主義・民主主義に違反する戦争法案反対の声をあげる運動に参加し、重要な役割を担ったことは特質に値するものです。

また、「戦争する国づくりをくいとめ、日本国憲法の理念を実現」を提起した「総がかり行動実行委員会」による共同・統一行動の60年安保以来の歴史的前進、大都市のみならず「地域」における各地の共同行動、そして、学生（SEALDs）や若者層、女性、怒れるママ達、そして多くの個人が国会前に、自主的・自発的に連日参加し、「戦争法案廃案」「民主主義ってなんだ」をコールし、「民主主義」「立憲主義」を自らの手で作り出そうとする空前の規模の運動として昂揚していく（渡辺治「戦争法案反対運動が切り拓いた新たな地平」（現代思想「安保法案を問う」2015年10月臨時増刊号 青土社所収98頁以下）。

私自身はといえば、国会前の集会に参加する都度、若者達の発言・姿勢から感動とこの国の今と未来に希望をもって生きる勇気をもらい、この国の民主主義も捨てたものではないなどの思いで家路につく日々が何度続いたことか……。

戦争法案は強行採決され成立したものの、戦争法廃止、立憲主義・民主主義をとりもどし、安倍政権を打倒する課題・運動を持続・発展することを自覚した主権者の運動と昂揚は、安倍政権の独走の意図

せざる最大の「教育効果」となっている。

私たち団員は、この課題にどのように取り組んでいくのか、真摯に検討していかなければならないと思う。日本共産党は、この課題で一致する「国民連合政府」によって、戦争法案廃止を実現しようとする運動を提起している。

閑話休題

「部分」と「全体」の関係について

「戦争法案」を審議する立法府において、安倍首相は、どのような状況のもとに集団的自衛権を行使するのはいくら質問を受けても「総合的に判断する」、「存立危機事態」を問われても「典型例をあらかじめ示すことはできないが、国民生活に死活的な影響を生じるか否かを総合的に評価して判断する」（5.26 衆議院本会議）、「政策的な中身をさらすことにもなるから、そんなこといちいち述べている海外のリーダーはほとんどいない」（6.17 党首討論）と、この政権に包括的に白紙委任されているかのごとき答弁を繰り返した。

ここでの「総合的判断」こそ、権力の恣意的裁量を正当化する源にほかならない。

私たちは日頃、判決において裁判官が展開する「総合的判断」に、これに似た経験にしばしば遭遇している。

最近、航空機運航会社としての JAL とその整備会社日東整に働く労働者が、JAL に使用者性（不当労働行為の責任主体）を求めて争った労働裁判で、「部分」から「全体」へ、そして「全体」から「部分」へ、そして、その「往復」によって、認識の精度を上げる検討も姿勢も欠落した判決の「総合的判断」と安倍政権の「総合的判断」は、いずれも判断権限を有する者による恣意的判断の危険性を想起させる。

JAL は自社の整備関連会社 4 社を統合再編するにあたって、日東整のみを排除して閉鎖に追い込んで労働者を解雇した。解雇された労働者はその不当労働行為責任を JAL に追及した。

航空会社は整備会社なしには一日たりとも安全運航を確保することはできない。両者は構造的に一体化した存在なのです。JAL は航空機の自社の整備部門を別社化した日東整に航空整備事業を専属的に担わせ、日東整を「構造的」に支配運営していた。そこで、両社の事業組織・機構がそれぞれの運営・活動を通して、両社の間に形成されている関係全体（総体としての構造）を構成している諸々の個別の関係・事象（部分的事象）を、判決は、①日東整の設立経緯、②国土交通省航空局航空機安全課による行政指導と日東整、③日東整の株式・資本構成、④日東整の経営陣の構成、⑤日東整の事業受注の形態、⑥日東整の収支、⑦日東整の人員計画、⑧日東整の整備作業・訓練、⑨日東整の労働条件、⑩日東整の福利厚生等々としてそれぞれ抽出しては、その関係全体（総体）から切り離れたまま、それぞれの個別の関係・事象を検討しては、これをもって、両社の間の関係全体（総体としての構造）を「総合的に判断」すると、「本質的・構造的な支配従属関係」は認められないとする認定判断を繰り返した。

判決は、両社の間に形成されている関係全体の中からその一部（「部分」）を切り取り、その切り取られた一部をもって、全体としての関係を認定判断をしているのである。それらの個別の関係・事象としての個々の「部分」を、総合された現実の姿として形象される「全体」の中に位置づけたうえで認定判断しようとはしない。

これでは両社の間で形成されている関係全体の現実と切り結んだ正しい認識を確保することはできない。判決のこうした「総合的判断」は、裁判官の恣意的判断を隠すイチャジクでしかない。

また、両社の間に形成されている関係全体を構成しているそれぞれの個別の関係・事象としての「部

分」を分析的に検討するにしても、それらの個別の関係・事象は他の個別の関係・事象との間で無関係なものとして存在しているのではなく、それらが有機的に結合して相互にそれぞれの機能を果たしている関係として存在している現実を、正しく認識・把握する検討作業を積み重ねる必要がある。

そうして分析検討した個別の関係・事象を総合したうえで、両社の間で現実形成されている関係全体を把握したうえで、両社の事業組織・機構が相互に全体として活動・機能している中で、それらの個別の関係・事象がどのような意味・位置づけを与えられて機能しているのかについて、あらためて認定判断されるべきなのである。

以上の分析検討は、いわば「部分から全体へ」、そして、「全体から部分へ」と往復・循環する分析検討によって、両社の現実の姿・関係を厳密に検証しようとするものである。したがって、「部分」についての検討は、「全体」についての認識に到達するまでの「仮説的」な検討判断にとどまる（間宮陽介「丸山眞男を読む」岩波書店 292 頁以下、丸山眞男「政治の世界」岩波書店 402 頁以下）。ここで「仮説的」というのは、例えば、JAL が日東整の事業を支配・運営するにあたって、日東整の株式を 50% を保有しているという事実を捉えて、即、過不足なく支配決定しているか否かを認定判断するのではなく、50% の株式保有をしていることにより、とりあえず日東整を一定程度支配している事実を踏まえるということである。そして、その事実がほかの個別の関係・事象と有機的に相俟ってどのように全体としてどのように機能していくのかの検討判断に向かっていくことによって、JAL と日東整との現実の姿・関係、その全体としての構造を把握していこうとするものである。

こうした「部分」についての「仮説的」な検討判断を重ね、総合した「全体」についての認識を獲得したうえで、「全体」のなかで「部分」がどのように機能しているかをあらためて検証しなければならない。そうした個別の関係・事象についての検証作業を積み重ねることによって、両社の間で形成されている関係全体の現実の姿を正しく認定判断が必要とされていたのである。しかし、判決が「総合的判断」とはいうけれど、なにをどのように総合して判断したのかわからない。だから裁判官が「総合的に判断」というときには、私たちは警戒しなければならない。

話はだいぶ脇道にそれた。安倍政権の「総合的判断」なるものが、権力者の恣意的判断そのものであることを、ここであらため強調しておきたい。

永盛さんへの返書

東京法律事務所 今泉 義竜

事務所の大先輩である永盛さんのメッセージへの返書を書かせていただきます。最近団の活動にご無沙汰しており恐縮ではありますが…。

「自宅に仕事は持ち帰らない」というモットーのもと、ピシッと決まったスーツに手ぶらでさっそうと歩く通勤姿で知られ、ジャズと煙草を愛する永盛弁護士。要請には正面からこたえるというスタンスで、弁護士会を中心に様々な活躍をされてきた方ですが、決して偉ぶらず、エクスターンの学生などが来ると気軽に食事に付き合ってくれ、いろんな裏話を披露してくれます。

その永盛さんが、「不一致点については留保しつつ、一致点に基づいて行動する」ということの大切さを訴えるメッセージは、弁護士会に長く貢献してきた永盛さんならではの重みをもって受け止めました。意見に違いがあることを前提に、どこで一致できるのかを常に考え続け、実践していく。そんな活動は

今こそ大事になっている、そしてそのような活動が弁護士にこそ求められている、と私も思います。私自身も弁護士会活動をやるべきとは思っていますが、なかなか時間が…。私なんかより忙しいであろう方々が弁護士会活動を頑張っているのを見ると、本当に頭が下がる思いです。自分の有限の能力をどこに使うかという観点からすると、弁護士会活動に積極的に関わるのはまだ先になりそうですが、徐々にやっていかねば！とは思っています。

さて、安保法制が強行採決され、まずはPKOを皮切りに、日本が憲法を乗り越えて戦争に参加する準備が着々と進められています。武器輸出で儲けていくなどという恥ずべきことがあからさまに打ち出されています。安倍政権が暴走していることは、近視眼的に見れば不幸なことです。取り返しのつかないことが起きる歴史的岐路に日本が立たされているという暗澹たる思いは否定できません。

しかし、これまでの安保法制反対の運動を見て、参加して、肌で感じることは、皆さんも同様だと思いますが、様々な意見の違いを乗り越えて、立憲主義、民主主義を守るという一点で多くの人々が団結できるかつてないチャンスが到来しているということです。私はそのことに大いなる希望を感じます。憲法を本当に自分たちの手に取り戻す。もう「押し付け」なんて言わせない。民主主義は止まらない！

このチャンスを活かせるのかどうか、そのために弁護士である自分に何ができるのか、一人ひとりが考え、工夫して、努力すること、憲法はそのことを私たちに課しているのでしょうか。憲法の要請にどうこたえるか。

正直なところ、第三子が生まれててんやわんや、準備書面や各種原稿などいろいろな締め切りに追われる生活で自分のやるべきことが十分できていない忸怩たる思いを抱えていますが、自分なりに、歴史を前に進める一民衆として、一弁護士として、一団員として、日々考えて実践をしていきたいと思えます。

清水洋二先生への返書 ～旬報スピリッツを受け継ぐ後輩として～

旬報法律事務所 深井 剛志

自由法曹団東京支部ニュース8月号の清水洋二先生の若手団員へのメッセージを読んで、僭越ながら、お返事を書かせていただきます。

旬報法律事務所がこれまで主として取り組んできた分野は、大きく分けて、労働事件、公害・薬害事件です。

全通東京中郵事件、東京電力賃金差別事件、NTT リストラ事件、日本マクドナルド店長名ばかり管理職事件などの労働事件のほか、水俣病、イタイイタイ病などの公害事件では、弁護団の東京における中心的な役割を果たし、公害弁護のプラットフォームとしての役割を果たしました。そして、清水先生も言及されていた、スモン（キノホルム薬害）事件、HIV訴訟、薬害ヤコブ事件などの薬害事件、等の歴史的イベントに取り組んできました。

現在私が中心的に取り組んでいるのも、近年社会問題となっているブラック企業問題を中心とした労働問題や、原発事故被害の救済といった公害問題です。しかし、入所前から、労働問題において活躍を希望していた清水先生とは違って、司法修習に参加するまでの自分は、まさか自分が法曹になったとき、労働問題や公害問題をやっているとは夢にも思いませんでした。

憲法問題に興味があった私は、法曹となった後は、何らかの憲法訴訟に加わりたいと思っていました

が、今、こういう形で、将来は労働問題や公害問題に弁護士人生をかけていこうと思っているのは、清水先生や、この文章中に登場している、原発弁護団の先輩弁護士である豊田誠先生や、鈴木堯博先生をはじめとした、事務所の先輩方の築き上げた事務所としての役割に大きく影響を受けたのであらうと思います。

それらの事件に携わっていく中で、いろいろな問題点に直面することもあります。現在は、原発訴訟で、いかに東電や国がすでに提示している損害論を乗り越えていくのかが、大きな問題となっています。ふるさと喪失慰謝料や、生活再建としての再取得価格による賠償など、これまでに公害事件や薬害事件で確立した損害論をさらに乗り越えるような、新たな理論の構築が求められています。現在の裁判所の態度は硬直的で、厳しい戦いが予想されています。

しかしながら、清水先生の文章で、現在私が労働事件を処理していく中で、当たり前のように使用している法律論である解雇権濫用法理を、大先輩である清水先生が切り開いていったとの事実を知りました。これまでの法理論からは困難な請求を展開しつつも、何とかそれを裁判所に認めさせ、先例とすることを達成してきた話を聞くにつれ、偉大な先輩の業績に感嘆するばかりではなく、今後は、旬報法律事務所のスピリットを受け継ぐわれわれがそのような役割を果たしていかなければならないのだと、勇気づけられ、激励されているように感じます。

後輩として、当事務所の最年長である清水先生から教わることは非常に多くあります。特に、医療関係の訴訟における見識の深さには、所員もみな一目置いており、私も医療過誤訴訟や交通事故訴訟において多くの医療の知識を学びました。まだまだ経験は全く足りていませんが、「興味のある分野」（清水先生の文章の忠告①）の一つとして、経験を積んでいきたいと考えています。

清水先生が文章の末尾に記載している注意事項の①、②は、まだまだ実現が難しく、日々反省をしている毎日ですが、③ないし⑥（特に③）は、日々忘れることのないよう、清水先生の文章を読んで、再度自分への戒めとしようと思います。

これからも、お元気で。



新人紹介

城北法律事務所 結城 祐

1 団での活動

今回、自己紹介の機会をいただきました、城北法律事務所の結城祐と申します。

今年1月に入所してから早いもので9ヶ月が経過しました。この間事務所の先輩をはじめとして、団員の諸先輩方には様々な活動を通じてお世話になっております。この場をお借りして御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

現在私は団においては辺野古 PT に所属しております。辺野古 PT ではこの間翁長沖縄県知事の埋立承認取消しに合わせて意見書を作成し、この紹介文を書いている10分程前に意見書発表の記者会見を致しました。物凄く緊張しました。

この意見書の作成を通じて感じたのは、辺野古新基地建設に反対する諸先輩方の姿勢の強さ、そして憲法に対する諸先輩方の熱い気持ちです。特に内藤功先生から憲法の趣旨を反映した意見書とすることとのアドバイスをいただいたとき自由法曹団の精神に触れることができた気がします。

なお、私が所属している『ノーモア・ベース・フェス』においても、次回企画に向けて話し合いが行われています。辺野古新基地建設反対に向けて運動面から盛り上げてまいりますので、今後ともご支援よろしくお願い致します。

2 弁護士を目指したきっかけ

私の「祐」という名前は困っている人を助けることが出来るような人間になってほしいという想いを込めて付けられました。そのため、幼少の頃からそのようになりたい、そうであれば弁護士か医者かと考えてきました。

そして、中学生の頃、新聞を読んでいてたまたま「過酷な取調べの実態」に関する記事を読み、何か胸に引っかかるものがありました。その後も、新聞で「取調べ」や「冤罪」という文字を自然と目に追うようになりました。と同時に、このような人権侵害が平然と行われるのは許されないのではないかと強く感じました。

私が弁護士を目指したのはこのような素朴な権力というものに対する疑問からであり、そして権力行使により権利を侵害され困っている人を助けたいと思ったからでした。

まだまだ未熟な私ですが、諸先輩方今後ともどうぞよろしくお願い致します。

第 27 回東京支部ソフトボール大会 予選リーグ組み合わせ決定！！

厳しい残暑が終わり、本格的な秋。第 27 回ソフトボール大会（10 月 23 日（金曜日）まで 3 週間を切りました。今回のソフトボール大会のチームエントリーは 11 チームです。抽選会の結果予選リーグは以下になりました。

予選リーグ 1 組 C グラウンド 城北法律事務所 労働・台東連合	予選リーグ 3 組 E グラウンド ヤコブ・大気・水俣 東京合同イーグルズ 南部・五反田
予選リーグ 2 組 D グラウンド 超旬報ロイヤーズ 東京法律事務所 東京東部法律事務所	予選リーグ F グラウンド 渋谷・代々木連合 ウェール&みどり 三多摩連合

- ★ 開催日時 10 月 23 日（金） 午前 9 時 10 分
- ★ 集合場所は、大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森野球場 C グラウンド
- ★ 雨天の場合は中止です。天候が悪い場合、前日夕方に実施可否か決定します。各チーム責任者に電話します。

地図と最寄り駅



9 月幹事会議事録

1 安保法案の強行

- ・ 9月19日に成立。19日を毎月宣伝日として位置づける。
 - ・ 10月中は2回宣伝がある。10月8日19時（文京シビックホール）、10月19日（月）18時30分（国会前行動）※メール確認。
- FAXニュースに掲載する（黒澤）。
- ・ 辺野古がいよいよ動き出した。本部は意見書を大体完成させた。
 - ・ 10月下旬くらいには承認の取り消しがなされる予定。→不服審査→行政訴訟
 - ・ 辺野古：弁護団ができています。

2 戦争法制～違憲訴訟準備続々（新聞記事）～

- ・ 団員も動いていく必要があるだろう。
 - ・ 原告は??訴えの利益の問題。
 - ・ 全県で提起をすることを検討している。
 - ・ 東京支部の闘い方としては、戦争法制の廃止を訴えていくことは勿論だが、横田基地のことを追いながら、運動をしていくことが重要ではないか。
- ★今後、横田基地とオスプレイ問題に団東京支部としても取り組んでいく。
- ・ 今後、南スーダンへの駆けつけ警護が最初のものとしては考えられるが、自衛隊を行かせない闘いをする。
 - ・ 10月10日交流集会（福生市の交流集会）。デモ。→石島次長が参加。
 - ・ 11月21日に大きめの市民集会がある。→金井幹事長参加。

3 選挙

- ・ 非改選議席もあるので、それも合わせて与党が過半数割れをするようにする。
- ・ 民主党：選挙協力はしたいと思っている様子ではある。ただ、政権を共産党と一緒にやりたくないという声もある様。
- ・ 自民党は安保法制の問題から経済の問題へと転換し、安保法制から目をそらさせようとしている。

4 労働法制

- ・ 11日に成立して、政令、省令、指針などが明らかになった。パブコメを普通は30日くらいかけてやるのに、3日しかやらず。本日施行。みなし制度は明日からスタート。
- ・ 正社員化、派遣社員がクビを切られにくいようにするといった対策はあるが、団支部としてどうするのかということは今後、きちんと読み込みをして検討をしないとイケない。
- ・ 期間制限の部分については、期間が長くなり、直接雇用みなし制度が空文化はする可能性あり。
- ・ 労働法制についての意見書やパンフ。

- ・解雇の金銭解決について、来年には出てくる可能性はあるのでは。
- ・安倍首相の新しい3つの矢。→外資を呼ぶために解雇の金銭解決を呼び込んでくる可能性もある（ここはアメリカの要請でもある）。

5 盗聴法・刑事訴訟法改定

- ・9月25日に継続審議になった。
- ・本部はその日中に廃案にするべきだということで声明を出した（ただし、我々側の一定の成果があがっていることは認めた上で）。
- ・日弁連も賛成をしている法案でもある。
- ・しかし、戦争法案が成立してしまい、マイナンバーも出てきて、共謀罪も・・・情勢の変化を強調して、これらと盗聴法が一緒になってしまうと、危険なんだということを訴える。
- ・東京支部で声明を出して、東京三会へ要請。本部で出した意見書などももって、本部とも連携してやってみてはどうか。→本部へは久保田次長が確認。
- ・共謀罪についても取り組む必要がある。治安警察（本部）でも、一緒にやってもらいたい。

6 教科書

- ・伊藤次長作成のアンケート。
- ・10月13日の事務局会議が終わったあとに、教科書の件、アンケート未回答の事務所へは電話かけをしよう。
- ・しばらく東京支部としては、何か取り組むということではないが、来年道德の教科書導入があるので、再度そこへ向けての闘い。本部は引き続き動くので、支部としてもそこへ関わっていく。

7 次回の城北での幹事会 →FAXニュースは萩尾事務局長において作成。

- ・城北事務所内でも広げるように努めていただけるとのこと。豊島勤労福祉会館（池袋駅西口）。
- ・懇親会もやる。
- ・城北の戦争法案、基地問題、給費制訴訟、薬害問題、自衛隊ウォッチなどについて報告をいただく。北部地域で他の事務所の弁護士へ声かけする。

8 団総会1日目の懇親会のあと

大河原候補、山添候補を励ますディスカッションをしようということになっている。

9 社保庁の分限処分の事件

- ・東京支部でも支援する。

10 支部ニュース

- ・教科書問題の総括：金井幹事長

11 ソフトボール

（1）本番 試合時間は45分、コールドは8点

- ・執行部は9:00集合

・記録は三浦、・受付会計は石島、奥住、・開会式の司会は萩尾、・スコア記録つけは石島

(2) 懇親会

司会：青龍、黒澤、乾杯：支部長、成績：幹事長、表彰など：幹事長
山添候補などがきたら、配慮する（簡単に話をしてもらうとか）

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、
職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年

満年齢	支払対象外期間		737日	
	372日	737日	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F

TEL：03（3405）8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3

TEL：03（3593）5112